令和元年度第21回庁議提案

審議・報告・その他

提 出 日:令和2年2月12日

担当部·課:建設部建築指導課[内線5678]

① 件 名

建築確認申請等手数料の減免期間の延長について

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

東日本大震災により、大規模半壊以上の被害のあった者が建替えする場合、石巻市建築基準等に関する条例の規定に基づき、建築確認申請等手数料を全額減免しているところであるが、未だ多くの被災者が自立再建(住宅再建)できていない状況である中、減免期間が令和2年3月31日をもって終了となる。

【目的】

被災者の自立再建を引き続き支援するため、建築確認申請等手数料の減免期間の延長を行うもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

建築基準法(昭和25年法律第201号) 石巻市建築基準等に関する条例(平成17年条例第269号)

【[総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無]】

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成23年3月 石巻市建築基準等に関する条例(災害救助法)の規定により全額減免

~平成25年3月

平成25年3月 「東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の減免等の取り扱いについて」

決裁

平成25年3月 石巻市建築基準等に関する条例の規定により全額減免

~平成28年3月

平成28年3月 石巻市建築基準等に関する条例の規定により減免期間延長

~平成29年3月

平成29年4月 石巻市建築基準等に関する条例の規定により減免期間延長

~平成30年3月

平成30年4月 石巻市建築基準等に関する条例の規定により減免期間延長

~平成31年3月

平成31年4月 石巻市建築基準等に関する条例の規定により減免期間延長

~令和2年3月

⑤ 主な内容

宮城県を含む他の特定行政庁と同様に、東日本大震災により大規模半壊以上の被害のあった者が 建替えする場合、建築確認申請等手数料の減免期間を令和3年3月31日まで延長する。

【減免する建築確認申請等手数料】

- (1)建築確認申請手数料
- (2)中間検査申請手数料
- (3) 計画変更申請手数料
- (4) 完了検査申請手数料
- (5)建築許可·認定申請手数料

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

被災者の負担軽減を図ることにより、自立再建を促進することができる。

【財源措置】

減免に伴う手数料の減収分については、引き続き震災復興特別交付税で全額措置される見込み。

(参考) 建築確認申請等の減免実績

年度	確認申請等件数	うち減免件数	減免額
H23	1,157件	748 件	14,728,000円
H24	2,437件	1,588件	35, 092, 000 円
H25	2,261件	1,273件	26, 733, 000 円
Н26	1,565件	627 件	12,530,500円
H27	1,146件	522 件	10, 121, 750 円
H28	1,050件	544 件	11,013,000円
H29	712 件	298 件	5,924,000円
Н30	415 件	140 件	2,914,000円
R1 (12 月末現在)	199 件	45 件	1, 089, 000 円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県及び県内の特定行政庁は全て減免期間を1年間延長する予定である。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和2年2月 「東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の減免等の取り扱いについて」 の一部改正

9 その他